

平成29年本宮市教育委員会12月定例会会議録

1 日 時 平成29年12月18日（月） 午後1時30分～午後2時05分

2 場 所 本宮市役所 3階 第1・2 常任委員会室

3 出席委員 教 育 長 原 瀬 久美子
教育長職務代理人（1番） 谷 明 子
委 員（2番） 渡 辺 俊 之
委 員（3番） 古 宮 博 文
委 員（4番） 遠 藤 傳一郎

4 出席職員 次長兼幼保学校課長 菅野 安彦
上席参事兼第一保育所長 国分 幸恵
教育総務課長 渡辺 清文
生涯学習センター長 鈴木 雅文
参事兼管理主事兼指導主事 渡辺 敏弘
指導主事 佐藤 義和
指導主事 渡辺 博明
（書記）教育総務課総務係長 渡辺 好晴

5 傍聴人 1名

6 案 件

- 議案第37号 本宮市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第38号 本宮市篤志奨学資金給与の規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第1号 復興ありがとうホストタウンの登録決定について
- 報告第2号 本宮市議会12月定例会一般質問について
- 報告第3号 スキー教室について
- 報告第4号 南達方部学校教育指導員の先進地視察について
- 報告第5号 福島の桜フォトコンテストについて

7 審議経過

【午後 1時30分開会】

◇教育長 ただいまから、教育委員会12月定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

◇教育長 会議録署名委員の指名を行います。

今回は、3番委員と4番委員をお願いいたします。

◇

◎議案第 37 号 本宮市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

◇教育長 議案第 37 号 本宮市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いいたします。

◇書記 [議案第 37 号を朗読]

◇参事兼管理主事兼指導主事 本年 3 月に小中学校の新しい学習指導要領が可決されました。その中で、小学校では新たに 3、4 年生で外国語活動、それから、今現在外国語活動を行っております、6 年生については、これが正式な教科としての外国語という取り扱いになります。最終的には、週当たり 1 こま分授業時数が増えることになります。

30 年度、31 年度については、15 時間増ということで、移行措置ということになっているわけですが、今現在、各学校では、災害などに備えて 2、3 日程度休校になっても何とか間に合うだけの時数は、余裕は持っております。だからといって、こちらを全てこの英語あるいは外国語活動に充ててしまいますと、万が一の場合の余剰が全くないというような状態になってしまいます。

さらに、各種の行事の見直しなどで時間を生み出すということも考えられますが、既に委員の皆様にも検討していただいたとおり、鼓笛パレードを初め、さまざまな行事、これらは子どもたちの成長にとって体験活動を充実させるという意味でも意義深いことであり、簡単に行事を削減することなどもなかなか難しい状況です。そういった状況を考えますと、長期休業、具体的には夏休み期間を 3 日短縮をして、その分授業日数をふやすことによって、この時数確保に対応したいというふうに考えました。

そこで、3 ページにありますとおり、休業日を定めています小中学校管理規則の第 10 条の 2、(2) に夏季休業日の規定がありますが、現在、これが 7 月 21 日から 8 月 24 日となっておりますところを、7 月 21 日から 8 月 21 日までというふうに改正をして、平成 30 年 4 月 1 日から施行したいというふうに考えているものです。

◇教育長 それでは、議案第 37 号に対する質疑を行います。

◇3 番委員 夏休みの終わりの部分を 3 日間減らすということなんですが、初めのほうではなくて終わりのほうにした理由があれば、お聞かせ願えればと思うのが 1 点と、あと、32 年度以降は 35 時間になりますよね。その場合の対応、さらに何日間か休みを減らすということになるのかどうか、今現在での案などがあれば、お聞かせ願えればと思います。

◇参事兼管理主事兼指導主事 まず、休みの初めではなくて終わりにということですが、大きな理由は、まず夏休みの初めの時期に、例年、中体連の県大会が予定されており、来年度以降もそれはしばらく続くのではないかと考えられます。また、後半のお盆過ぎぐらいに、全国大会があり、この 20 日以降、21 日以降のところであれば、そういった影響が少ないというふうに考えたのが、主な理由になっています。

それから、正式に全面实施となる 32 年度からどのように対応するかということなんですが、こちらも、悩ましいところで、その分、休業日をどんどん削っていってしまうのは、今度は休業日が持っている意味といいますか、子どもたちが長期休業の中でさまざまな経験をしたりという、そういったことも成長のためには必要だと思っていますので、そのほかの方法を併用しながら、何かいい方法がないかどうか、他市町村の動きなども参考にしながら、この 2 年間でその辺を考えていきたいというふうに考えています。

- ◇2番委員 大玉村と二本松市の対応はどうなっていますか。
- ◇参事兼管理主事兼指導主事 現在のところですが、大玉村、それから二本松市、この安達の3市村については、同一歩調をとっていこうというような話になっています。
- ◇教育長 そのほか質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- ◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。
議案第37号を承認することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- ◇教育長 異議ありませんので、議案第37号は承認することに決します。

◇
◎議案第38号 本宮市篤志奨学資金給与規則の一部を改正する規則の制定について

- ◇教育長 次に、議案第38号 本宮市篤志奨学資金給与規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いいたします。
- ◇書記 〔議案第38号を朗読〕
- ◇教育総務課長 今回の改正につきましては、奨学資金を受けられる対象者が、大学等の入学時としていたものを、在学中でも奨学資金を受けられるように、門戸を開くものであります。
第5条のアンダーライン部分になりますが、「大学等に入学する時に」ということで、書類を提出することになっておりますが、そちらの部分削除ということで提案したいと思います。
また、6ページ以降につきましては、様式を在学中の方の申請にも対応できるように改正したものにいたします。
施行期日については、来年度の申し込みから該当させるために、申し込みを来年1月4日からとしておりますので、平成30年1月4日からの施行期日とするものであります。
- ◇教育長 それでは、議案第38号に対する質疑を行います。
- ◇4番委員 非常にいいことだと思いますが、改正の文言が、誤解を与えるというか、例えば高校2年、3年生の早目に提出してもいいと受け取られかねないかなど。改正するのであれば、「大学等に入学するとき、または大学等在学時に」と、明記するべきでは。
- ◇教育総務課長 こちらの改正の内容につきましては、4月から入学するということにはなっておりますが、10月入学の場合もあるため、随時受け付けしていきたいということなので、進学時も含めて在学中に申請するということになります。入学が決まらないうちは受け付けできないことになっておりますので、その文言については、なくてもよろしいかなと思っております。
- ◇4番委員 条文にそのような記載はありますか。
- ◇教育総務課長 はい。
- ◇4番委員 条文のこの部分だけ見ると、いつ提出してもいいように感じたので。10月に入学する人がいるとしても、この大学等に入学するときという条文があるから、それはそれでいいのですが、在学時というのをより明確にするのであれば、「または大学等在学時に」というような、表現にしたほうがより明確では。
- ◇教育総務課長 この部分だけ見るとそうなるのですが、全体的に見ますと、大丈夫であるというふうに思いますので、このままで改正したいと思います。
- ◇教育長 その他よろしいでしょうか。
- ◇1番委員 今は申請を受け付ける期間というのは、何月何日から何月何日までという形で決まって

いるのだと思いますが、今後、このような形になると、申請を受け付ける期間はどのように設定するのか。例えば、在学途中で家庭の事情で学費の面が苦しくなってしまった方が申請できる形になるのか、それとも期間を区切って募集する形になるのか教えてください。

◇**教育総務課長** 入学時の仕組みになりますが、1月から3月までが申請受付期間ということになっております。その間に、申請されたものを4月の定例会にかけて、4月分からさかのぼって5月に支給という形になっております。

今後につきましては、随時受け付けしますので、申請のあった翌月に定例会にかけまして、申請時の分からの支給という形にしたいと思います。

例えば5月に申請あれば、6月に定例会に上げて、5月分からの支給。つまり、申請する前の月までの分は支給しないということになります。

◇**1番委員** ということは、期間を決めてということではなく、必要になった方に申請いただき、教育委員会の中で承認されれば随時支給するという理解で大丈夫でしょうか。

◇**教育総務課長** そのような形で行いたいと思います。

◇**3番委員** 今の質問に関連してなんですが、支給の月からの途中申請の場合の条文はつけなくても大丈夫なのですか。

◇**教育総務課長** こちらにつきましては、運用基準というのを今までも決めておりますので、その中で決めていきたいと思っております。

◇**3番委員** では、そのときに申請なさる方が誤解しないように、説明をしっかりとしないと。4月からいただけるわけじゃなかったんですかなんていうトラブルにならないようにだけ気をつけていただいたほうがいいかなという感じがします。

◇**教育総務課長** 今言われたとおりに、詳しく説明をして、ご理解をいただくようにしていきたいと思います。

◇**1番委員** もう一つ確認なのですが、奨学金に関しては2種類あったと思いますが、これは、両方について同じような形をとるということですか、それとも、篤志奨学金のみをこうするというお話でしょうか。

◇**教育総務課長** 今おっしゃられたとおり、もう1種類貸与型の遠藤輝雄奨学基金というものがありますが、こちらのほうは、既にいつでも申請していいという形になっておりますので、篤志奨学金のほうもそちらに準じた形にしたいという内容になります。

◇**教育長** それでは、質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇**教育長** ありませんので、採決を行います。

議案第38号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇**教育長** 異議ありませんので、議案第38号は承認することに決めます。

◇

◎報告第1号 復興ありがとうホストタウンの登録決定について

◇**教育長** 次に、報告事項になります。

報告第1号 復興ありがとうホストタウンの登録決定について、説明をお願いいたします。

◇**生涯学習センター長** 復興ありがとうホストタウンにつきましては、平成29年11月17日に鈴木俊一五輪相の記者会見で、本市を含みます11市村、県内4市村が登録決定されたと報道された

ところでございます。この復興ありがとうホストタウンは、従前からありましたホストタウンとは異なりまして、福島、宮城、岩手の被災3県の自治体のみが該当となります。復興に焦点を当てた取り組みを推進する事業ということでございます。

復興ホストタウンの登録要件につきましては、通常のホストタウン登録に比べてハードルが低く設定されており、1つ目が交流相手の主体が五輪・パラリンピック関係者だけではなく、被災時、被災後に支援してくれた各国の方々も対象となっており、2つ目が、交流を機会に復興プロセスを発信すること、3つ目が、東京大会開催後につきましても交流を続けていくことの3つの条件を満たせば対象となるということでございます。

復興ホストタウン登録決定までの経過についてですが、平成29年10月13日に福島県による市町村説明会が開催されました。10月26日に本市が応募をいたしまして、11月17日に決定の報告があったという流れでございます。

ホストタウンとして実施する内容としましては、これまで築いてきた英国との交流をより強固なものとしていくために、子どもたちの交流や大会出場選手との交流事業などを通して、個性豊かな人材育成につなげていく事業等を検討していきたいと考えております。

なお、資料に書いてあるようなことが具体的な取り組みになるかと思えます。

◇教育長 それでは、報告第1号に対する質疑を行います。

◇2番委員 このホストタウンというのは、今後、本宮市でこういった事業をやるというときに、県から何かしらの支援をいただけたらとか、そういう形のことなんですか。

◇生涯学習センター長 2分の1の補助金が出る形になっておりまして、ホストタウンもそうなんですけど、全く同じ条件で支援がいただけます。

◇3番委員 来年度も子どもたちをイギリスに派遣するような事業を計画しているという話を聞いたんですが、そういう事業も補助の対象になる可能性があるということでしょうか。

◇生涯学習センター長 そちらにつきましては、総務省管轄の補助金が3分の2の補助事業がありますので、より優位なほうを選択しているという考えでございます。

◇教育長 それでは、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第2号 本宮市議会12月定例会一般質問について

◇教育長 次に、報告第2号 本宮市議会12月定例会一般質問について、説明をお願いいたします。

◇次長兼幼保学校課長 平成29年第5回本宮市議会定例会が、12月5日から14日までの会期で開催されました。一般質問につきましては、10名の議員が市政をただし、このうち6名の議員から教育委員会に対する質問がありましたので、概要を報告させていただきます。

受付1番、橋本善壽議員からは、東京オリンピック・パラリンピックに向けた復興ありがとうホストタウン事業の具体的な取り組みと、幼稚園の3年保育実施について質問がありました。1点目のありがとうホストタウンにつきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、東日本大震災及び原子力災害による被災3県、福島県、宮城県、岩手県の自治体を対象に公募が行われ、第1次登録として本市が決定登録されたこと、本市においては、これまで築いてきた英国との交流の絆をさらに強いものとしていくため、多くの英国の方々や市民、特に子どもたちの交流事業などを通して、国際性豊かな人材の育成を図っていくこと、具体的な事業内容につきましては、今後、英国との調整を進めていくことなどを答弁いたしました。

2点目の幼稚園における3年保育の実施につきましては、現在、本市の公立幼稚園においては、3年保育を実施していないこと、仮に実施する場合は、施設の増築と幼稚園教諭の確保が必要となること、さらに、子どもの発達の連続性という観点からは、本市独自の取り組みとして、幼保共通カリキュラムを導入し、幼稚園と保育所で同じ内容の保育を実施しており、保育の連続性が確保されていることから、現時点で幼稚園での3年保育は考えていないことをお答えいたしました。

次に、受付2番、斎藤雅彦議員からは、全天候型ランニングコースの調査、検討状況について質問があり、教育委員会において、既存施設の活用などによる4つの整備案について調査、検討を進めてきたこと、早期整備には、高木総合グラウンドへの全天候型ランニングコースの設置が現実的であること、これらを基本的に来年度の前半までに整備計画をまとめ、早期整備に努めていく旨答弁いたしました。

次に、受付3番、円谷長作議員からは、英語学習充実のため英語検定の必修化と、復興ありがとうホストタウンの事業内容について質問がありました。1点目の英語検定の必修化につきましては、「チャレンジ学習奨励事業」による平成28年度の英語検定の受験状況が288人で、全体の31.2%となっていること、年々受験者がふえてきており、今後、中学生の英語検定受験率のさらなる向上に向け、学校とともに方策を講じていくこと、現段階では、来年度の英語検定必修化の考えはないが、今後に向けた検討を進めていく旨をお答えいたしました。

2点目の復興ありがとうホストタウンの事業内容につきましては、受付1番、橋本善壽議員への答弁と同様の内容をお答えしております。

次に、受付6番、菅野健治議員からは、中央公民館サンライズもとみやの駐車場に関し質問がありました。慢性的な駐車場不足について、施設利用者以外駐車しないように呼びかけていること、イベントの際は万世駐車場等の利用や乗り合わせ、公共交通機関の利用をお願いしていること、必要に応じて駐車場誘導員の配置などにより、混雑を解消していく旨答弁いたしました。議員からは、施設の移転、新築の考えについて再質問があり、今後策定する社会教育施設、社会体育施設の耐震化計画の検討の中で、将来的な公共施設のあり方を踏まえ検討していくことをお答えしております。

次に、受付7番、川名順子議員からは、若者の夢をかなえる事業として、チャレンジ補助金の創設と篤志奨学資金の見直し、さらに子育て支援としてプラチナ手当の創設についての質問がありました。チャレンジ補助金につきましては、高校生、大学生の海外留学に対する支援をとというものであり、現段階で考えはないが、市としてどのような支援ができるのか、今後、事例調査なども行いながら研究を進めていく旨を、篤志奨学資金の見直しにつきましては、受付期間の延長と在学も対象とすることはできないかとの質問に対し、来年度に向け制度の見直しを行うことを答弁いたしました。

また、プラチナ保育手当につきましては、広島県府中町で今年度からスタートさせた制度で、保育所の入所要件を満たしている児童を家庭で養育する祖父母に対し、児童1人当たり月額1万5,000円を支給するというものであり、本市でも実施できないかとの質問があり、先進的な取り組みということで、本市においても保育の選択肢の拡充という部分で、今後十分な調査研究を進めていく必要があると考えている旨を答弁いたしました。

次に、受付10番、渡辺忠夫議員からは、保育士の確保対策と臨時保育士の正職員化について質問がありました。現状で保育士不足により待機児童が発生していること、保育士の確保に向け全力で取り組んでいること、また、臨時保育士の正職員化については、職員定数の関係と財政的な影響が大きいことから、正職員化は難しいことを答弁いたしました。

以上が教育委員会関係の一般質問の概要でございますが、詳細につきましては、答弁資料をご参照いただきますようお願いいたしまして、ご報告といたします。

◇教育長 それでは、報告第2号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎報告第3号 スキー教室について

◇教育長 次に、報告第3号 スキー教室について、説明をお願いします。

◇次長兼幼保学校課長 この事業でございますが、放射線の影響で十分に野外活動ができなかった児童の野外での体験活動を行う機会を確保し、スキーの体験をするということで、体力増進の一助とすることを目的として実施しております。この事業は、国の被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金を活用いたしまして、平成25年度から今回で5回目の実施であります。

日程につきましては、1月から2月にかけて市内7小学校の3年生から6年生約1,200名が対象となります。

◇教育長 それでは、報告第3号に対する質疑を行います。

◇4番委員 子どもたちも楽しみにしているということも聞いていますが、来年度以降も補助事業は継続されるのか、補助が打ち切りになった場合には市単独でできるのかという今後の見通しを教えてください。

◇次長兼幼保学校課長 平成30年度につきましては、今のところ補助事業は継続されるというような情報もございますので、30年度は例年どおり予算の要求をさせていただいておるところであります。31年度以降につきましては、現在のところは未定でございますが、当然次年度の予算編成時期までには、国の姿勢もはっきりすると思っておりますので、例えば補助金がなくなるという場合には、その時点で財政部局と協議をさせていただくような形になるかと思っております。額的にはかなり大きいので、もし継続するとすれば、一部負担なんていうのも考えていかなければならないのかなど、今の時点では考えております。

◇4番委員 要望として、こういった事業は継続していただきたいと思っております。

◇次長兼幼保学校課長 国のほうにも引き続き強く要望したいと思います。

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎報告第4号 南達方部学校教育指導員の先進地視察について

◇教育長 次に、報告第4号 南達方部学校教育指導員の先進地視察について、説明をお願いいたします。

◇指導主事 南達方部学校教育指導員の県外研修視察についてご報告申し上げます。

目的は、記載のとおり、小学校では来年度の平成30年4月から、中学校が平成31年4月から、「特別の教科 道徳」が始まることを受け、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した指導法等を視察することにあります。

概要については、文部科学省初等中等教育局教育課主任学校教育官による基調講演を初め、シンポジウム、実践発表、模擬授業など内容が充実しており、「考え、議論する道徳」の指導方法につい

ての理解を深めることができました。

一方、「いじめ」のように多様な考えがあつていいものではないものがあり、「いじめ」を取り上げた授業では、場合によっては子どもの発言を否定したり、教師の考えをはっきり伝えたりする必要があり、クラス全体の問題として考えさせるべきものであるとの話があり、この点においても大変参考となる研修視察となりました。

◇教育長 それでは、報告第4号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第5号 福島の桜フォトコンテストについて

◇教育長 次に、報告第5号 福島の桜フォトコンテストについて、説明をお願いします。

◇生涯学習センター長 この桜フォトコンテストは、NHK福島放送局、福島民報社、福島民友新聞社、福島県写真連盟が主催となりまして、福島の復興ということを題材にいたしまして、第6回の福島の桜フォトコンテスト、写真展が現在、白沢文化ホールで開催されております。

開催期間は、12月6日から12月24日日曜日までとなっております。開館時間は午前9時から午後5時まで、休館日は月曜日となっております。本宮市の方が優秀賞お一人、入選お二人いらっしゃいますので、ぜひこの機会にご覧いただければと思います。

なお、本宮での展示終了後は、白河市、郡山市、会津若松市、東京都など場所を移して、平成30年5月20日まで開催されております。

以上、第6回福島の桜フォトコンテストにつきましての報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第5号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎その他

◇教育長 次に、そのほか事務局から報告等があればお願いいたします。

〔「ございません」と言う人あり〕

◇

◎次回開催日程について

◇教育長 それでは、次回教育委員会の日時を決めたいと思います。

[次回開催日程について協議]

◇教育長 では、1月24日、13時30分からといたします。

◇

◎閉会の宣告

◇教育長 これをもちまして、教育委員会定例会を閉会いたします。

【午後 2時05分閉会】